

ゼネコン数社に 不当廉売警告へ

公 取 委

国が発注した複数の公共工事の入札をめぐる、「大林組」（大阪市）や「大成建設」（東京都）などの大手を含むゼネコン数社が極端に低い価格で落札するなどし、独占禁止法が禁止する不正

な取引方法（不当廉売）にあたるおそれがあると見て、公正取引委員会はゼネコン数社に警告を出すことを決め、事前通知をした。大手ゼネコンが不当廉売で警告を受けるのは初めてという。

北海道開発局発注の「夕張シユーパーダム骨材製造第1期工事」を17億円（予定価格31億1720万円）で落札。また、大成建設など3社のJVも、同年3月8日に入札のあった「同ダム堤体建設第1期工事」を23億7千万円（同50億8259万円）で落札していた。

落札率はそれぞれ54・5%、46・6%と極端に低く、公取委は、ゼネコン各社が採算を度外視し、他の事業者の活動を困難にしたおそれがあると判断したようだ。低価格の受注は、改正独禁法の施行を前に大手ゼネコンが「談合決別」を宣言した05年末ごろから増えているという。